



## 審議会等への議員参加廃止など 議会改革の検討すすむ

議会改革検討委員会は、今年1月から2月末日までの期間を第三次として、改革の課題である、「市の審議機関への議員参加の是非」など6項目について、5回の委員会及び専門部会を開催した。この委員会での検討結果をまとめて、第三次答申書を去る2月19日に高田議長に提出した。同日22日議員全体会議を開催し、答申内容の実現について、慎重に協議の結果、答申原案に基づき実施することを決定した。

# 議会改革 第3弾

### 第三次答申 (要旨)

- 1 市等が設置する審議会等への議員就任は、法令によるもの等一部を除き廃止すべきである。
- 1 請願の審議方法及び、意見書の提出者についての扱いを変更すること。



研修会の様子



主な経歴  
・東京大学大学院  
政治学専攻科博士課程修了  
・自治体議会改革フォーラム代表

講師 法政大学大学院教授  
廣瀬 克哉氏

議員研修会を開催  
深谷市議会議員クラブでは、地方自治の動向を認識し、議会改革の知識を深めて改革に取り組みことを目的に、2月15日議員研修会を開催した。

## 市の設置する審議会等への 議員の就任を原則廃止します



深谷市には、市が設置する審議会・審査会・諮問機関等の106機関に、これまで議員が選出区分に従って就任してきた経緯がある。しかし、地方分権などの推進にもなっており、議会改革の課題の一つになっている「市が設置する附属機関への議員参画」を見直す自治体が増加している。市議会でも慎重に検討を重ねた結果、次のような背景をもとに、こうした機関への就任は原則、廃止の方向と意志決定した。

### 就任の現状と課題

深谷市でも市の附属機関等に議員が就任し、一定の役割を果たしてきた。しかし、議会全体の意思を掌握し参画することは難しく、議員個人の発言が議会の立場であるか曖昧であるなど課題がある。また、議員就任の意義が薄い機関もあり、就任を見直す意見も多い。全国市議会の状況も平成20年度調べで約43%の議会が廃止し、増加傾向にある。

### 廃止に関する論拠文献

行政実例では、「附属機関の構成員に議員を加えることは、違法ではないが、適当ではない」とされている。また、「立法機関と執行機関との対立型をとる民主的な地方議会制度の趣旨に反する」とし、「地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と、住民



の直接的な市政参画を拡充すべきである」との見解も出されている。

### 市議会の方針

- ① 廃止をする機関
    - ・市の付属機関
    - ・市が設置する諮問機関等
  - ② 就任を継続する機関
    - ・法令に定めるもの
    - ・期成同盟会等
    - ・広域市町等で組織する機関
- ・就任廃止の影響が特に大きいと認められる機関（現在調整中）

議会改革の広がり  
2009年自治体議会改革フォーラム調査によると、全国自治体の過半数53.9%で議会改革に取り組んでいる。平成21年度中に議会基本条例の制定がおよそ1000の自治体に達するものと見込まれる。「基本条例」は主権者である住民に対する権利保障であり、憲法的な意義をもち、議会が住民のための代表機関として「わがまちの議会はこういう議会です」という宣言をして、住民に見えやすい議会とするものである。一方、第29次地方制度調査会答申では、「議会は、多様な民意を反映し、団体意思の決定と、執行機関の監視に十分その役割を果たしていないのではないか」などの指摘があるが、「議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定」するなど、従来の運用を見直す動きがあり、このような自主的な取り組みに期待するとしている。

### 議決事件の追加を「認知」

このような議会のあり方を見直す動きの中、長の設置する審議会から議員が撤退する方向に進み、二元代表制の機能発揮のため、地方自治法が改正された。中長期的

な地域の課題である総合振興計画に基づく基本計画や、その他の法定計画を議決事件にすることが可能となった。こうして、議会審議の活性化が図られる。議会基本条例の制定については、議会改革検討委員会第四次検討課題となっている。



### 一般質問 一問一答式で実施

昨年12月の議会改革第二次答申に基づき、3月定例会における市政一般質問の質疑方法が変わり、一問一答式が採用されました。議会を傍聴されている市民の方々にも、議論の自身が従来よりわかりやすく理解していただけるようになったものと思います。傍聴者の方々からこの取り組みに対し、「わかりやすく、聞き取りやすかった」との感想も寄せられました。これからも身近な市議会を目指し、議会の改革を進めてまいります。

### 審議会への議員の参画状況

	(H20年 806市)	
	参画していない	
5万未満	120市	(47.8%)
5~10万未満	119市	(43.8%)
10~20万未満	61市	(38.6%)
20~30万未満	19市	(45.2%)
30~40万未満	15市	(51.7%)
40~50万未満	8市	(38.1%)
50万以上	5市	(31.3%)
指定都市	6市	(35.3%)
全 市	353市	(43.8%)

※「参画していない」には、法令で議員の参画を規定したものは除く

### 就任廃止の時期

- ① 法令等に基づく市の計画等を対象に、議決事件を拡大する。
  - ② 執行部との市政情報の共有化方策の確立。
  - ③ 議会の市民意識の把握と政策立案能力向上を図る。
- 就任廃止には、条例や規則等の改正が必要となることから、本年7月以降任期満了となるものから実施する。

### 第四次 議会改革検討の課題

番号	検討事項	区分	検討の視点
1	議員全員協議会	継続	会議規則第119条
2	予算特別委員会	継続	
3	委員会のあり方	継続	規則の見直し
4	政務調査費	継続	使途基準・支給方法
5	議会基本条例	新規	制定 意見交換 議会報告 審議機能の充実
6	議長のある方	新規	所信表明 交際費公開 公用車
7	議員倫理条例	新規	条例の制定

◆議会改革検討委員会は傍聴できます。希望される方は、開催日時を議会事務局までお問い合わせください。電話 048 (574) 6662